

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第13号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>次のとおり教育委員会事務局において必要な組織改正等を行うため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 学校保健及び学校体育に関する業務を実施する体制を整備するもの。</p> <p>(2) 堺市学校給食費の公会計化に伴うもの。</p>
議案(報告)の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 学校保健体育課の保健体育係を保健係と体育係に分けるもの。</p> <p>(2) 学校給食課が学校給食費の徴収等に関する事務を所掌することとするもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>

議案第13号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則について、次のとおり改正する。

令和6年3月25日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校教育部学校保健体育課保健体育係の分掌事務を定める部分中「保健体育係」を「保健係」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第3号から9号まで1号ずつ繰り上げ、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

体育係

- (1) 学校体育等に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 児童及び生徒の体力向上に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 部活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 部活動の地域連携・地域移行に関すること。

別表第1 学校管理部学校給食課管理係の分掌事務を定める部分第8号を第9号とし、第5号から第7号を1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 学校給食費の徴収等に関すること。

別表第2中「第5号」を「第6号」に改め、「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>学校保健体育課</p> <p>（1） いじめ重大事態調査委員会に関する事。</p> <p>指導事務係</p> <p>（1） 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。</p> <p>（2） 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。</p> <p>（3） 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。</p> <p><u>保健体育係</u></p> <p>（1） 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。</p> <p>（2） <u>保健体育、児童及び生徒の体力向上並びに部活動に係る指導及び助言に関する事。</u></p> <p>（3） <u>学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。</u></p> <p>（4） <u>児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。</u></p> <p>（5） <u>学校結核対策委員会に関する事。</u></p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>学校保健体育課</p> <p>（1） いじめ重大事態調査委員会に関する事。</p> <p>指導事務係</p> <p>（1） 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。</p> <p>（2） 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。</p> <p>（3） 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。</p> <p><u>保健係</u></p> <p>（1） 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。</p> <p>（削る）</p> <p>（2） <u>学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。</u></p> <p>（3） <u>児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。</u></p> <p>（4） <u>学校結核対策委員会に関する事。</u></p>

- (6) 学校環境衛生に関すること。
 - (7) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。
 - (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
 - (9) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。
- (追加)

(略)

学校給食課

管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
 - (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
 - (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
 - (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (追加)
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償(以下「補償」という。)

- (5) 学校環境衛生に関すること。
- (6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
- (8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

体育係

- (1) 学校体育等に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 児童及び生徒の体力向上に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 部活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 部活動の地域連携・地域移行に関すること。

(略)

学校給食課

管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
 - (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
 - (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
 - (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学校給食費の徴収等に関すること。
 - (6) 学童を主体とする集団下痢症の補償(以下「補償」という。)

に関すること。

- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) (公財) 堺市学校給食協会に関すること。

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課管理 係の分掌事務を定める部分 第5号から第7号までに掲 げる事務	1人

に関すること。

- (7) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (8) 補償金の支払い事務に関すること。
- (9) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) (公財) 堺市学校給食協会に関すること。

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課管理 係の分掌事務を定める部分 第6号から第8号までに掲 げる事務	1人